

寿園短期入所生活事業運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会的支援を必要とする高齢者を緊急一時的に養護する必要がある場合に、当該高齢者を養護老人ホームに短期間入所させ、当該高齢者の安全と心身の安定を図るための事業（以下「事業」という。）の運営について定める。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、西宮市とする。

(利用対象者)

第3条 事業の利用対象者は、西宮市に住所を有する概ね65歳以上で次の各号いずれかに該当する者とする。

- (1) 家族等からの虐待又は不適切な処遇を受けているため、居宅において正常な生活が営めない者。
- (2) ひとり暮らし高齢者等で周囲の援助に欠けるため、生活支援を必要とする者。
- (3) 同世帯の介護者が、疾病等で入院又は葬祭等で一時的に養護ができないため、生活支援を必要とする者。
- (4) 災害等で一時的に養護が必要となった者。
- (5) その他市長が特に認める高齢者。

(実施施設)

第4条 事業の実施施設は別表1に定める施設とする。

(利用期間)

第5条 事業の利用期間は、原則として7日以内とする。ただし、市長が認めた場合は必要最小限度の範囲内で延長することができる。

(利用の申込)

第6条 事業の利用を希望する者は、市長に短期入所生活事業利用申請書を提出し、利用の承認を得なければならない。

(利用の決定)

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、利用申請者の状況と施設の受入能力を確認のうえ速やかにその可否を決定し、利用申請者に通知しなければならない。

- 2 市長は、利用が緊急を要すると認めたときは、前条による手続きを経ずに利用させることができる。
- 3 市長は、前項により利用を認めた場合は、速やかに前条及び第1項に規定する事務処理を行うものとする。

(利用の不承認)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承認せず、又は承認を取り消し、利用を停止し、若しくは退所を命ずることができる。

- (1) 利用者が感染性疾患を有し、他の者に感染させるおそれがあるとき。
- (2) 利用者が疾病等により医療機関において入院治療を受ける必要があるとき。

(3) 利用者が他人に危害を加え若しくは迷惑を及ぼす等により施設に入所させることが適当でないと認められるとき。

(4) その他、利用者の日常生活動作などの状態が、施設を利用するにあたり困難であると認められるとき。

(処遇)

第9条 施設の長は、第7条の規定より短期入所をさせた者（以下「利用者」という。）について、それぞれに適した介護等の処遇を行うものとする。

(利用料)

第10条 利用者は、別表第2に定める短期入所に係る費用（以下「利用料」という）を負担しなければならない。

2 利用者は、施設退所の際又は当該利用月末に施設へ利用料を支払うものとする。

(減免)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当し、利用料の負担が困難と認められるときは、前条に規定する利用料を減額又は免除することができる。

(1) 震災、火災、風水害等により著しい損害を受けたとき。

(2) 収入の途を断たれたとき、又は収入が激減したとき。

(3) その他やむを得ない事情が発生したとき。

(台帳の作成)

第12条 市長は、利用者ごとに個人の情報及び短期入所の利用状況等を記載した個人台帳を作成し、厳正に保管しなければならない。

(事務処理)

第13条 事業を伴う事務処理は、実施施設において行う。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年5月17日から施行する。

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

この要綱は、令和6年10月1日から実施する。

別表第1 実施施設（第4条関係）

実施施設名	所在地
養護老人ホーム寿園	西宮市上ヶ原八番町1番10号

別表第2 利用料及び実費徴収（第10条関係）

短期入所生活利用料

実費徴収	<p>○食材費（1食当り）</p> <p>朝食 290円×食事回数 昼食 410円×食事回数 夕食 410円×食事回数 3食合計 1,110円</p> <p>別におやつ代140円（週2回）</p> <p>※食材費について、欠食の二日前までに届け出た場合は、徴収しない。</p> <p>○光熱水費（1日当り）</p> <p>1年度において通算7日を超えて利用した場合、7日を超える日について1日当り360円の光熱水費相当分</p> <p>光熱水費 360円×超過日数</p> <p>○入所生活に要する費用で利用者の負担になるもの</p> <p>シーツクリーニング代 1,200円（必要の都度）</p>
利用料算出式	<p>ア+イ+ウ+エ+オ+カ=利用料</p> <p>ア： 朝食費×食事回数 イ： 昼食費×食事回数 ウ： 夕食費×食事回数 エ： おやつ代×回数 オ： 光熱水費×利用超過日数</p> <p>カ： 入所生活費</p>

(第6条関係)

西宮市長様

申込日 令和 年 月 日
申込者住所

氏名

寿園短期入所生活事業利用申請書

■入所を希望する者

氏名	明・大・昭 年 月 日 (満 歳)		
住所	西宮市	電話：	
日時	月 日	午前・午後	時から
	月 日	午前・午後	時まで

■身元引受人

氏名	(続柄)
住所	(電話)

■世帯の状況

	氏名	続柄	生年月日	連絡先等
1			明・大・昭 年 月 日 (歳)	
2			明・大・昭 年 月 日 (歳)	
3			明・大・昭 年 月 日 (歳)	

■入所希望の具体的理由 (身体上、精神上、環境上、経済上等の事情)

1. 介護者がいなくなった (死亡・緊急入院・その他) 内容 ()
2. 虐待等による緊急避難 内容 ()
3. 体験入所

■特記事項 (入所の方法、預かり物、病院、介護サービス等)

入所の方法
預かり物
係りつけ病院
介護サービス等

(第7条関係)

西高施発第 号
令和 年 月 日

様

西 宮 市 長

寿園短期入所生活事業利用承認通知書

令和 年 月 日付で提出のあった寿園短期入所生活事業申請書について、短期入所生活事業運営要綱に基づき、下記のとおり利用を承認することに決定しましたので、通知します。

記

1. 利用者氏名
2. 利用の種類 西宮市立養護老人ホーム「寿園」への短期入所
3. 費用 短期入所生活利用料を「寿園」へ納付して下さい。
4. 利用期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日までの 日間
5. その他